

## 平成24年1月定例教育委員会会議録

日 時	平成24年1月20日（金） 午後1時30分～4時25分	
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室	
出席委員	委員長 望月 國男      委員長職務代理者 加藤 剛 委員 高橋 照江      委員 内田 晴久      教育長 内田 賢司	
欠席委員	なし	
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成      生涯学習課長 横溝 昭次 教育部参事 大津 道雄      図書館長 西野 節 教育総務課長 山口 均      公民館担当課長 園田 亨 学校教育課長 三竹 芳則      教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育指導課長兼      教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明 教育研究所長 高木 俊樹	
傍聴者	7名	
会議次第	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	

望月委員長

ただいまから1月の定例教育委員会会議を開会いたします。  
 お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。  
 まず、12月定例会会議録の承認についてですが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。  
 なお、秘密会の会議録については、会議終了後、事務局に申し出てください。

—特になし—

望月委員長

それでは、前回の会議録を承認いたします。  
 次に、報告（3）「臨時代理の報告」については人事案件のため、報告（8）「子どもの事件・事故について」及び「議案第2号 教育功労者等表彰・教育長表彰の被表彰者の追加について」は、個人情報が含まれているため、秘密会での扱いとしてよろしいでしょうか。

望月委員長

—異議なし—

よって、報告（3）、報告（8）及び議案第2号については秘密会での報告及び採決といたします。

次に、請願を議題といたします。本定例会には1件の請願が提出されております。宗教法人代表役員、中川晃荘氏から「憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」について、請願等取扱要綱第5条第3項の規定に基づき、請願者からの意見陳述の申し出がありましたので、意見陳述を許可したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

望月委員長

—異議なし—

それでは、請願者の意見陳述を許可します。

これから意見陳述をしていただきますが、請願等取扱要綱第5条第4項において、請願者等の意見陳述時間は、5分以内となっております。ただし、時間の延長は一切認めておりません。これに関する質疑応答も行わないという規定に従い、発言をお願いいたします。

請願者

それでは、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございます。

資料の中に添付いたしました新聞記事の写しなどがお手元にありましたら見ていただきたいのですが、このとき、私どもの意向を新聞社に伝えましたところ、新聞記者が学校長に直談に行きまして、学校長が大いに面食らい、狼狽の体でインタビューを受けた。宗教教育はしたつもりはないと言いながら、クリスマス会、クリスマスカードの交換等を我らの子弟が拒否したことに対して、別室で差別的な扱いをされたことを私が申し述べましたところ、大きな1面記事になりました。これは、後に投書欄を賑わしまして、改めて、「子どもの純真な宗教心について気付かされた。我々はいかに宗教的に無謀な世界におるのか」と投書がしきりにあったという事例の一例として、ここに付けさせていただきます。

それから、2ページであります。この2ページは、民放で、短期間にわたって繰り返し繰り返し、パワー・フォー・リビングといって、ジャネット・リン、スポーツ選手、ヒルマン監督などが使われていまして、どこかの宗派が、トヨタ自動車と同じぐらいの広告量をもって、初めは神を隠しながら、宗教的な内容を徐々に出してきたことに抗議いたしましたところ、「本国イギリス、ドイツ、フランスでも、絶対概念を持つ者が公共の公器を使って、

たとえ間接的でも婉曲であろうとも、これを許すべきではないということがあるのではないかと申しましたところ、いつの間にかこれが立ち消えになったというものであります。

宗教的な内容が漠々とした公共放送という取りとめのない空間の中に放り出されてさえ、これぐらい厳格な対処がある。まして、学校においてマザーテレサ、クリスマスソング等々の宗教教育を徳目として扱う、これは、まことにもって、限られた空間の中に、信条を認めない、キリスト教は邪教であるという信条を認めべからずという教育委員会の方針がありまして、我々は、いかにマザーテレサが有名であろうとも、ガンジーが有名であろうとも、その宗派としての宗教的認識力においては、失礼ながら、教育委員会等よりも深く我々は存じて、「バチカン皇国はナチスドイツと結託してホロコーストを黙認してきたということがあったではないか」、そういうことを述べたところ、大いに激昂されまして、それはいけない、そして、逆に折伏という形で、いわば我々に向かって説得されたりする場合もあつたりします。これはまことに遺憾なことだと思わせていただきます。

それから、外国の例で、ささいなことでも、少数の宗教的事例に対して、これを尊重するというにおきまして、アメリカなどでは、タコマ空港というところでクリスマスツリーを5つ飾っていたところ、「これに反対はしない。ただし、ユダヤ教も同時期にメノーラーという燭台を飾る習慣がある。これを法的手段において並列的に展示してもらいたい」等の申し入れがあつたのですが、それを聞いた空港当局は、これを全部撤去した。クリスマスツリー5つを撤去した。「これはユダヤ人のクレームがあつたのだ」と随分もめたそうではありますが、若干の紛争も、当局の素早い対応で、少数者の信仰的平等性についても、これを尊重しなければならんということが説得力をもって証明されたということから見ますと、これは、マザーテレサがいかに世界的に有名であろうとも、それを学校当局が推して、宗教的徳目でない徳目などあり得ないのですが、その辺の境界がまことにあやふやでありまして、まことに、我々の純真な子弟たちが守る宗教的純粋性に対しては、むしろ逆に嫌悪を催して、これを排斥しようとする。何でもいいのではないか、これも1つの姿勢ではあります。

5分になりました。

姿勢ではありますが、公共的行動の中で行われることは忌避させていただきたいということでもあります。そういうことにおいては、私は余り横紙破り的な要求をしたつもりは一切ありませんで、

事務局  
請願者

望月委員長

そういうことで、ぜひ、このような厳密な対応をお願いしたい次第であります。

教育指導課長

ありがとうございました。

望月委員長

事務局から補足等はございますか。

特にございません。

高橋委員

それでは、この請願について審議したいと思います。ご意見等がありましたら、お願いいたします。

教育指導課長

前もっていただいた請願書の2ページから3ページに挙げられている教科書の中で、本市は三省堂の教科書を採択したと思いますが、その確認を事務局はお願いします。

加藤委員

本年度行われました平成24年度以降の中学校の英語教科書、外国語教科書は、本市教育委員会では、今ご指摘のとおり、三省堂の教科書を採択しております。

教育指導課長

請願の3ページに記載されている、「キング牧師の夢」の内容についてですが、これもあわせて改めて確認をお願いできればと思います。

この請願で指摘されております三省堂出版の3年生用65ページから73ページ、請願書3ページにありますが、この「キング牧師の夢」に当たる教科書の写しを机上にご準備いたしました。

簡潔に申し上げますと、最初に、教科書66ページから1人の男子が女子に人種差別にかかわる写真を見せることからこの学習は始まります。その次ページ以降に、そのときに起きた事実として、黒人女性がバスで白人に席を譲ることを強要され、従わなかったため逮捕されたこと、このことをきっかけに、キング牧師の呼びかけにより黒人によるバス不使用運動が始まり、やがて黒人たちもどの席でも座ることができる権利を獲得していったこと、さらに、72ページ以降では、「キング牧師の夢」と記された演説、「将来いつかは、幼い黒人の子どもたちが幼い白人の子どもたちと手に手をとって、兄弟、姉妹となり得る日が来る夢を私は持っている」といったキング牧師の演説について記されている。そのような英文がつづられているという内容でございます。

望月委員長

何か質問はありますか。

内田委員

今、キング牧師の教科書、秦野市で採用している教科書の内容ということでご説明いただいたわけですが、そもそも、宗教が絡んでいる事案は、過去にも請願はあったのでしょうか。

教育指導課長

本年度の教科書採択が、次年度以降の中学校の教科書を決める本格採択の手続きを必要とした年度でございました。さかのぼると、平成17年、平成19年も同様な採択の時期がございました。

特に平成19年は指導要領が変わる時期でございましたから、大幅な採択ではなく、継続的な採択が主に行われたものでございます。平成17年12月19日に、宗教法人本門立正宗により請願が出されております。「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について」という請願でございまして、そのときも3者ほどの教科書を指定し、その扱いについての請願がなされました。

ちなみに、そのときの秦野市教育委員会の判断でございしますが、議論の末、提出された請願趣旨が個人的な見解であるのではないかという判断によって、不採択になった経緯がございします。

望月委員長  
加藤委員

ほかにありませんか。

私は、この請願の趣旨の内容にこれだけのボリュームがあるということを読み、今日ここで採択・不採択を即断するのではなく、継続審議とさせていただければと思います。本日、請願者からご説明をいただいた内容を踏まえ、改めて請願の内容を拝読させていただき、もう一度、この請願の内容をどのように取り扱ったらいいか、考えさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

望月委員長

それでは、今日の説明を受けた上で、もう少し請願書を読み込むための一定の時間を設けることが大事だと思うわけです。このことについては、重要な課題等もありますので、さまざまな面から検討して、我々も研究していかなければいけないと思うのですが、ほかの委員、どうでしょうか。

教育長

先ほど、事務局の説明にありましたが、平成17年に、表現の違いはありますが同様のものが出されています。それから、今回の請願書も確かにボリュームがあり、先ほどの説明の内容を聞いた限りでは、特に私自身が宗教的な影響という認識を感じませんが、できることならば、全員でこのことについて、もう少し深く認識を深めるという時間をいただければありがたいと思っています。

望月委員長  
高橋委員

ほかにどうでしょうか。

私も、教科書採択をした立場として、もう一回教科書を取り出して再読しました。「キング牧師の演説」は、実は私も中学生にぜひ読んでいただきたいと思って推薦した経緯もございします。もう一度読んでみたのですが、英文の中では、「Martin Luther King Jr」、出てくるときは「Dr. King」というような感じで、「牧師」という言葉は入っていません。日本語の訳になったときに「牧師」という多少宗教性が出ているかな

という感じです。

あと、マザーテレサの件でも、この教科書にはございませんが、コピーをとっていただき、読んだのですが、「ナム」という言葉が出てきて、そこが宗教的と言われると何とも言いようがないのですが、私としては、そのほかのことでは宗教性というものは一切感じませんでした。私は無宗教なもので、考えが至らないかもしれませんが、本日いただいた請願もありますので、再度読ませていただき、はっきりお答えしたほうがいいのではないかと思います。

望月委員長

ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、本請願については、継続審議ということでよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、この請願については継続審議といたします。よろしくお願ひいたします。

請願者

慎重なるご検討をよろしくお願ひします。

望月委員長

ご苦労さまでした。

教育長

それでは、「教育長報告及び提案」について、お願ひします。

それでは、資料に従って順次ご説明をさせていただきます。

まず、資料No.1でございます。これは、1月10日付の教育長名で各学校あてに年頭のあいさつということで発信をいたしました。ご承知おきいただければと思います。

それから、次の資料No.2、2月の行事予定です。最初に2月1日から7月までは、作品の入れ替えがございますが、宮永岳彦記念美術館企画展、「宮永岳彦 エレガンス—美の追求—」です。ぜひ都合をつけて見ていただければありがたいと思います。

2月2日は教育訪問でございます。学校の管理運営上の問題、情報交換等を図り、解決に向けての協議等を行います。訪問先は東小学校でございます。これについても、ご都合がつけば出席をいただければと思います。

次に、ブックスタートでございますが、図書館が例月で行っているもので、2月7日と21日、保健福祉センターにおいて、7カ月児の健康診断の場で、本の楽しみ方を伝え、子育てを支援するという趣旨から行います。

2月11日から12日、本町公民館まつりでございます。順次行っている公民館まつりですが、いよいよ、年度内に残った公民館は本町公民館、鶴巻公民館と南公民館ですが、2月11日が本

町公民館まつりでございます。鶴巻公民館まつりは、2月18日にご説明させていただきます。

2月13日は第6回の園長校長会でございます。保健福祉センターでございます。ご都合がつけばご参加いただければありがたいと思います。

2月13日の学校危機管理研修講座については、文化会館の小ホールで行いますが、昨年3月の東日本大震災を受け、教育研究所において、学校の危機管理部会を立ち上げました。そこから提言をいただいたものを踏まえて、「学校における防災教育・防災管理」を集大成としてまとめ上げ、13日に東京藝術大学の渡邊先生のお話を聞くという形を予定しております。ご都合がつけば出席していただければありがたいと思います。平日でございますから、お忙しいこととは思いますが、ご都合がつけばよろしくお願ひしたいと思ひます。

2月14日、学校訪問、訪問先は西幼稚園でございます。これは、園・校を訪問いたしまして、教育課程、保育あるいは研究課題を含めて内容について協議、指導、助言を行うものでございます。午後でございますので、これについても、ご都合がつけば出席をいただければありがたいと思ひます。

翌2月15日、教育訪問、これは大根幼稚園でございます。先ほどの東小学校と同様の管理運営上の問題について、協議、指導、助言を行うものでございます。これについても同様に、ご都合がつけばご出席をいただきたいと思ひます。

2月15日、これは教員を対象とした国語科の教育研修講座ということでございまして、こうしたものを行いますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

最後は、先ほど触れました鶴巻公民館まつりでございます。2月18日から19日の2日間行います。最後の1館、南公民館は、3月10日から11日ですので、来月の会議の中でお話をいたします。

行事については以上でございます。これ以降の教育長報告については、各担当課長から説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

教育指導課長

資料No.4、資料No.5に基づき、(4)(5)の説明を行います。

まず、資料No.4です。第2回秦野市幼小中一貫教育推進検討委員会の開催結果です。先の教育委員会会議でもご説明しました推進委員会を今年度2回開く中で、2回目が12月15日に開催されたものでございます。次第等をご確認ください。

次のページ、議論をいただきました主なものの要旨をまとめております。主なものをご紹介しますと、これは非常に大きな問題となっていた西地区です。中学校が1校で小学校・幼稚園が各3校、合計7園・校ある中で、どのように連携するかという問題で、西小学校と堀川小学校の小・小連携、やがて中学校で一緒になる中で横のつながりを、という実践の意義が確認されたこと、それから、地域の企業との連携事業が新しく報告され、大きな評価がされました。

3ページ、前の教育委員会会議でも指摘をいただいた地域とのつながりを重視していこう、保護者とのつながりという面での連携を幾つかいただいております。市P連との連携もこのように図り、さらに推進していく必要があると考えます。

なお、以前この会議でもご紹介いたしました研究所の「フリプリ」ですが、こういう学習材が小中一貫教育の教材として意味があることから、他県、他市からも問い合わせが来るようになりました。こういうものを実際に有効的に、販売の方法も考えたかどうかのご意見をいただいております。前にもご意見をいただいていることをございますので、実際にそれに向けて取り組んでおります。

それから、「『かがやく東の子』の内容を」というのは、実は、今年4月の幼小中一貫教育では作成いたしまして、幼小中で願う子どもの姿から、全家庭に配布して、子どもたちや親の目に見せるというような企画です。これを有効的に啓発していく必要性のご意見をいただきました。

4ページ、全市的な取り組みとなった今年、幾つかのまとめという節目として考えたかどうかというご意見を幾つかいただいていることが記載されております。また何かご意見をいただければ幸いに存じます。

資料No.5でございます。中学校生徒指導要録の様式の変更です。

新しい学習指導要領の実施に伴い、指導要録の様式も変わりました。昨年度の教育委員会会議の中では、今年度から実施となった小学校においての要録の様式を変更いたしました。去年の場合は、教育委員会で統一してある書式についての見解を出すということが位置づけられましたが、今回の中学校については、ほぼ学校が定めるもの、特別活動の評価については各学校が定めますが、自治体、設置者として何か変えるということはありません。

2ページ、新旧を右左であわせて紹介させていただきました。形としては若干変わっておりますが、大きな質的な変更はない形

で出されております。

なお、中学校の校長会を通して中学校現場でも、様式のあり方について取り上げながら、情報のキャッチボールしながら新しい様式を定めた経過がございます。また、新しいほうには特別活動の記録が右下にあります。古いほうには、特別活動の記録はこのページにはございませんが、違うページには同じ形で載っております。その部分をここに持ってきたということで、以前はなかったものが出てきた、新しく入ってきたということはないので、そこだけご理解ください。

生涯学習課長

資料No.6、資料No.7について、ご説明をさせていただきます。

初めに資料No.6、第2回親子川柳大会の開催結果ということでございます。川柳大会については、昨年7月に、各学校に募集し、それから取りまとめ等をお願いし、9月の段階で1,228作品の応募がございました。その後、審査については、実行委員会において、市長賞、市議会議長賞、教育長賞、特別賞、それから佳作の合計で135作品を選出させていただきました。それに伴い、12月18日日曜日、文化会館において親と子の音楽会とあわせ表彰式を開催しました。

それから、今後の対応でございますが、入選作品については、2月、3月にかけて公民館で作品を展示し、PRに努めたいと考えております。また、来年度は、作品の募集日数を増やす形で実施していきたいと考えております。

次に、資料No.7でございます。平成23年度神奈川県公民館連絡協議会優良公民館表彰でございますが、平成23年度は、堀川公民館が受賞しました。表彰式が1月27日金曜日に行われます。これに合わせ、永年勤続の表彰においても6名が受賞することになりました。これも、27日でございますが、厚木市の文化会館で表彰式が行われるということでございます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

望月委員長

それでは、教育長報告に対するご意見、ご質問等を受けたいと思います。何かありますでしょうか。では一括して、質問、ご意見等ございませんか。

内田委員

一貫教育のところでお聞かせいただければと思うのですが、世代にまたがるコミュニケーションは、教育上いろいろな意味で非常に効果が期待できると思います。先ほどご紹介いただきました「フリフリ」ですが、これは、全生徒にどんな形で配布されているのでしょうか。

教育指導課長

これは、全生徒ではなく、学校に何部という形で、学年とかそ

内田委員  
望月委員長  
高橋委員

教育指導課長

望月委員長

高橋委員

望月委員長

ういうまとまりでお配りし、先生方には全員お配りしております。また、これはホームページ等からでも入手できる、学校の使い方としては、これを印刷室に置いておいて、すぐ印刷ができるような形で先生方が利用するという方法をとっています。

ありがとうございます。

一貫教育の件で質問、ご意見等はございますか。

3ページについて、いろいろ書いてあるのですが、言われている方の立場によって感じが変わってくると思うのです。できたら、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

これは学識者として参加されている方によるお話でございます。つまり、地域の教育力は非常に大きいので、それはよく論議されることだと思います。学校と地域をどう考えるか。学校が地域の子どもたちを教えるだけではなく、学校が学校教育を教え、家庭は家庭教育を教え、そのバックグラウンドという背景の家庭教育と学校教育が、ある意味、対等ではないですが、同じ土俵でやっていく必要があるのではないかというご指摘です。もし、よろしければ、当事者の望月先生にお話を補完していただければありがたいのですが。

学校と家庭と地域は、例えば、家族に例えるならば、学校というのは非常に厳しい部分があると思うのです。父親の原理だと思います。それから、地域というのは空気みたいな存在で、どちらかというとな兄弟・姉妹のような感じです。家庭というのは、非常に温かみのあるところですので、母親の原理です。こうなると思うのですが、地域というものは、それぞれ風土があって、文化があるわけですから、地域は地域でいい風土をつくり上げていく、学校は学校でできることをやるということです。そうすることで三者がお互いにかみ合い、子どもは健全な子どもになっていく。その地域、学校、家庭は、これらはイコール関係、そういう立場に立たないと、いろいろな意見分離がありますし、子どもをどう育てるかという共通の目標に沿って、お互いが対等な立場になっていろいろ考えて行動を起こしていくということです。

私は、高学歴の保護者もいるということで、でも、学歴と教職の指導力というものは全く別だと思っていたので、そのところが、どういう立場の方がおっしゃったのかなということがとても興味がありましたので、よくわかりました。

一貫教育について、ほかによろしいですか。

では、私からですが、文部科学省が行った小中連携の実態調査

によると、例えば「教育委員会として小中連携を推進するための方針や計画を定めているか」という問いに対し、全国の統計結果では、「定めている」が33%、「定めていない」が61%です。本市はこの33%の中に入っているわけです。つまり、こういうデータから見ても、本市が先取りした教育を行っているということにまず私たちは注目したいと思うのです。教育委員会と学校と地域住民も加わり、一緒に進めていくというところでは、本市の取り組みは大変他の範になるのではないかと思います。ここでやっと方向性が見えてきた段階ではないかと思うのです。これから本当の大きな山があるのではないかと思います。この山をどう乗り切ることがこれからの大きな課題になってくると思うのですが、理論のない実践は説得性がなく、そしてまた、実践のない理論は非常に空虚になります。この両方がうまく調和することが大事だと思うのです。その辺を十分考えて、これから本格的な取り組みをしていただきたいと思います。

私も個人的にですが、三鷹市の第四小学校に行く予定です。三鷹市は、小中一貫教育を非常に全国の模範になる取り組みをしています。来週の金曜日に向こうとアポイントをとっていますので、いろいろ聞いてきたことを、教育指導課に資料、情報等を提供したいと思います。これからもどうぞよろしくお願いします。

ほかの件、どうでしょうか。

内田委員

教えていただければと思うのですが、資料No.5です。指導要録に関連して「表現」の位置づけが変わったということで、これはよりよくなったという印象があります。書式に関してですが、新旧あわせて、選択教科のところ、これは具体的にはどんな形で教科が入ってくるのでしょうか。それが古いほうでは9つあるのですが、新しいほうでは4つということで、4つで足りるのかなというところを教えていただければと思います。

教育指導課長

選択教科は、各学校に選択性がゆだねられております。例えば、国語と数学、この2つを重点的に選択教科として1、2、3年生に学習させる。それもいろいろあります。国語と数学の中でも、数学を領域ごとに、数学の中身を分断しながら選択するという学校もあれば、教科を独立させて、この教科ごとを選択教科にしようという、いろいろなコースが認められているものでした。過去形で申しましたのは、今年度まで続いた学習指導要領は、教育課程の中に選択教科というものが位置づけられ、時間数としてもカウントされておりました。簡単に申しますと、新学習指導要領においては、教育課程に選択教科は位置づけられておりません。つ

望月委員長

まり、時間数としてやらなければならない教科ではなくなりました。平たく言うと、選択教科はなくなったという表現です。ただし、学校において、ほかにやらなければならない教育課程をこなした上で、指導計画上に位置づけ、さらにゆとりがある場合は選択教科をやっていいという考え方なのです。今まで使っていた様式では、選択教科は必ず各学校で行っておりましたので、このようにたくさんの項目を入れて書けるように位置づけました。今回は、本当はこれがない形もあり得たのですが、もしかすると学校によっては教育課程の時間数以外でやる学校があることを想定して、4つだけ残しておいた。このような考え方でございます。

よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

公民館担当課長

公民館の表彰ですが、生涯学習課長、公民館担当課長、おめでとうございます。ここで表彰を受けると、堀川公民館は来年全国のほうに推薦される権利を得たという解釈してもいいですか。

それとは別物となります。これは県からいただいたもので、全国と県のレベルはまた別で、関係はございません。

望月委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、次に議案に入ります。

今、本定例会には4件の議案が提出されていますが、議案第2号は秘密会での採決といたします。

それでは、「議案第1号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、「議案第1号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正することについて」、ご説明をさせていただきます。

「提案理由」にございますように、教育委員会事務局及び教育機関に設置される職に学芸員を充てることができるようにするために改正をするものでございます。改正に伴う規則の公告の部分でございます。1行になってしまうのですが、第7条中「社会教育主事」の次に「、学芸員」を加える。実際に改正自体はそれだけになります。

次に、新旧の対象表がございます。第7条は、職に充てる職員という位置づけで、第3条第1項及び第2項の規定により設置された職に学芸員を加える。もう一つ、4行目にございますが、第5条第1項の規定により設置された職に学芸員を加えるというも

のでございます。この第3条第1項、第2項及び第5条第1項の規定に記された職でございますが、この規則の抜粋でございます。第3条が職の設置の第1項です。事務局の部に部長、課に課長、班に課長補佐、担当に担当主幹または担当技幹を置く。第2項については、教育長は、必要と認めるときは、事務局に参事、担当課長、専任主幹、専任技幹、特定主幹、主幹、技幹、主査及び主任主事を置くことができるという規定でございます。

第5条には、それぞれ、研究所に研究所長、公民館に公民館長、桜土手古墳展示館に同館長、図書館に図書館長及び館長補佐を置くという規定がございます。この第3条第1項、第2項及び第5条の規定の中に、実は、学芸員、特に文化財に関する専門的な業務を行う職員、本市には3名ほど教育委員会の中におります。従来ですと、この新旧対照表の第7条のところに書いてございますように、指導主事、事務職員、技術職員、社会教育主事、司書、学校栄養職員、そこまでは位置づけがございましたが、学芸員をここに加え、加えないと職につくことができないため、ここで学芸員を加える改正でございます。

望月委員長

何か質問、ご意見ございますか。

本市は、今まで学芸員はいなかったのでしょうか。そういう理解でよろしいですか。

教育総務課長  
望月委員長

教育委員会には、3名、生涯学習課に学芸員がおります。

ここで新たに学芸員ということをつけ加えたのは、どういう意味ですか。

教育総務課長

実は、初めて採用した時点で変えることが一番良い状況でしたが、学芸員を採用した時点でこの改正をしてございませんでしたので、後追いになってしまいました。今後、そういった職に就く職員が出てくる可能性がございますので、この時点で改正して加えるということでございます。

望月委員長

そうすると、こちらの議案の一部には「学芸員」という言葉は第2条に入っていますよね。第2条だけでなく、例えば桜土手の館長に置くとかということ考えたわけですね。

教育長

市の採用形態は、基本的に技術職か一般事務職、あるいは、保育士、幼稚園教諭などの分類で今まで採用してきました。過去、社会福祉主事という採用をしたこともあるのですが、一般に事務系、技術系、保育士あるいは栄養士等での採用をしています。学芸員の有資格者ですが、一般事務職として採用している。学芸員を必要とする職はあるわけですから、そういう意味合いを持って、今まで学芸員について記述をしていない部分がありましたので、

望月委員長

ここできちっと整理し、学芸員として位置づけることを想定しています。

よくわかりました。

ほかに、この件についてどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第1号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正することについて」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第3号 学校警察連携制度に係る協定の締結に伴う秦野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長

まず、12月の定例教育委員会会議で、協議事項として、この制度についてご協議いただき、ありがとうございました。先般は、学校警察連携制度について、学習会も開催していただき、議論を深めていただき、感謝申し上げます。

その中でも話題になった、情報を提供する、どのような目的で提供するかについて、非常にデリケートな問題がございます。本議案の中にも、「学校警察連携制度の事務概要について」というところがございます。そして、実際の協定書、これは案ではございますが、第5条に、どのような情報を提供するのか、何を目的として提供するのか、その情報はどのような内容に限定されるのか、しかるべき機関を通して、ある程度の信頼を持っている中で追求しておられると考えます。そのような意味で、本議案としては、秦野市情報公開・個人情報保護審査会に、この協定の中身について、大きく2点について諮問することについてお諮りいただきたいと考えております。

その2点と申しますのは、実際に諮問するという文章がございますが、その2番の「諮問理由」、個人情報の本人外収集及び本人外提供を行うことについて、2点目として、状況によっては通知の一部を省略することもあり得るということについて、この2点でございます。これを論議する際には、先ほど申しました、どのような目的で、どのような情報をということが大きく含まれてくる内容でございます。このことについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することについて、お諮り願いたいと思います。

望月委員長

ありがとうございました。

何か質問、ご意見はありますでしょうか。

加藤委員

先ほど課長からお話があったように、学習会などを開いていただき、この制度が100%子どもたちのためになるということを理解していますし、議案どおり、諮問することに関して異議はないのですが、どうしても、お題目だけ見ると、警察と学校が子どもの情報をやりとりするということで、嫌悪感を覚える保護者は少なくないと思うのです。学習会で県警の担当課長からもお話がありましたように、先行している自治体の例などを見ますと、教員から諭されるのではなく、立場の違う警察の方から諭されると、態度ががらりと変わってすばらしい効果が見られるというようなお話もありましたし、生徒の心中を察するに、「そこまでのつもりじゃなかった」と心を入れかえるのもわかる気がします。

一方、生徒の受け取り方、また保護者の受け取り方は、今のところ事例はないとおっしゃっていましたが、学校が匙を投げたととられることもないとは言い切れないと思います。そういう面も考え、この制度の導入に関しては、生徒、特に保護者の理解を深めていく必要があると考えています。もちろん、必要な制度だと思えますし、このスケジュールで進めていただければと思うのですが、一つ留意していただきたいのは、諮問の結果次第ではありますが、またバトンがこちら側に戻ってきたとき、拙速に進めていくのではなく、必要とあれば、時間をかけながら、周知徹底、理解を図りながら進めていただければと思います。

ほかにどうでしょうか。

同様の意見になるのですが、学習会を通じて、県警の少年課にも捜査課と少年育成課とに分かれ、活動している。この制度は、児童生徒の健全育成を目標にし、犯罪が起こらないように、大変な事故が起こる前に防ぐということなので、ぜひ必要なものかなとは思っております。

加藤委員もおっしゃいましたが、「警察と学校が連携してどうなるのだろう」と危惧される保護者も多いと思います。そここのところは十分に事情を説明していただけたら、きっと理解が得られるものと思います。実際にこの制度を取り入れたところで問題行動が減少したという報告もありましたので、これはぜひとも周知徹底を図っていただいた上で制度ができたらいいと思います。

ほかにはありませんか。

学習会では趣旨等をよく理解させていただいたと思っておりますが、学習会でも発言させていただきましたように、特に保護者に向けた説明をしっかりとやっていくことが必要かと思えます。あと、情報公開・個人情報保護審査会にかけて諮問して、そ

望月委員長  
高橋委員

望月委員長  
内田委員

望月委員長

の答申がどうなってくるかにもよりますが、こういった制度に実際に移って実施されていった後も、その都度、それが本来の目的にかなったものになっているかどうかを見ていくということも大切であると感じるところです。

最後に私から意見を述べさせていただきますが、いわゆる子どもを健全に育てるためには、学校、地域、家庭の三者の連携プラス関係諸機関との連携です。関係諸機関と申しますのは、家庭相談所、青少年保護センター、もちろん警察も含まれるわけですが、今までも連携をとりながら、お互いの信頼関係、あるいは、それぞれの立場で果たすべき責任を果たしながら子どもの健全育成に当たってきたわけであります。しかし、時代の変化とともに、子どもの問題行動の質的・量的な変化、その他もろもろもあり、三者、四者の連携をさらに円滑に、あるいは効果的にするには、こうしたことも重要なことだろうと私は考えております。

ただし、それぞれが連携したからといって、学校は「警察に任せるほうがいいや」とか、家庭は「警察に任せたほうがいいや」ということではなく、それぞれの立場の中での責任は十分果たさなければいけないということをお前提にし、このような制度を設けることによって円滑・有効な連携が期待できるのではないかと考え、私はこのことについては賛成の立場をとりたいと思います。

ほかにありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第3号 学校警察連携制度に係る協定の締結に伴う秦野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第4号 秦野市指定重要文化財の指定について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、「議案第4号 秦野市指定重要文化財の指定について」、ご説明をいたします。

指定の内容については、戸川原の双体道祖神でございます。この道祖神については、重要文化財として指定することについて、12月定例教育委員会会議において、文化財保護委員会に諮問することとなりましたが、12月26日に、指定することが適当である旨の答申がございました。それに伴い、重要文化財として指定するため、今回提案させていただきました。

諮問の答申については、2ページ以降に載せさせていただきます。

望月委員長

ございます。よろしく願いいたします。

何かご質問、ご意見ございますか。

12月定例会でいろいろ意見等もお聞かせ願ったのですが、ここで指定するということについてお諮りしたいということなのですが、いかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第4号 秦野市指定重要文化財の指定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

「(1)平成24年度秦野市一般会計予算案(教育費)編成について」のご説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議事項(1)の予算案の編成について、ご説明をさせていただきます。

予算案の協議について、11月定例会の中で予算編成の方針をご説明させていただきました。12月定例会では、「24年度当初要求額」部分について、こういった形で現在要求しているという説明をさせていただき、ご協議をいただきました。今回、「1月13日現在」と書いてございますが、右側2つの欄になるのですが、「示達額」ということ、出された当初要求額に対して財政サイドからチェックが入り、減額される場合が多いのですが、1月4日に示達がございました。その後、示達に対して再度説明等を行い、現時点での最終の要求額ということで、その数字を入れさせていただきます。

一番下の欄が教育部の合計でございます。24年度の当初要求額は27億784万円ということで、23年度比10.6%減です。これは12月にもご説明させていただいた約3億2,000万円減、これは本町小学校改築事業費が23年度は6億4,000万円ほどありましたが、今年度は9,200万円ということで、約5億5,000万円減額しております。その分を除くとむしろ2億程度増えているとご説明をさせていただきました。それに対し、1月4日に来た示達額は23億7,754万4,000円ということで、3億3,000万円ほど減額になってございます。これについては、要求したものが精査され、切られたということよりも、教育総務課の欄を見ていただくと、約14億1,700万円の要求をしまして、示達で約11億3,500万円になり、約2億8,000万円減額になっております。

これが大体大きな減額なのですが、これについては、またそれぞれの事業の中でもご説明しますが、国庫で10分の10と、緊急地震速報を国が全部の小中学校に無料で、自治体負担がないような形で設置を検討するというので、当初予算要求してほしいと県からの依頼があり、幼小中、約1億円を予算に乗せさせていただいたのですが、文科省が財務省との査定の中でゼロ回答になったということで、取り下げたものが約1億円、さらに、これも国絡みなのですが、耐震補強工事で約1億2,500万円を今回計上させていただきました。これは反対に、平成23年度、国の第3次補正の中でつけ、先取りで予算をつけることができるということです。いわゆる国庫補助金があって、市の負担があるわけですが、その市の負担部分の起債という国からの借り入れをする部分の起債額の上乗せができる利点があるものですから、財政サイドと調整し、この3月定例会の中で、予算は23年度補正予算で計上、繰越明許費として翌年度に繰り越し、事業実施は翌年度に行うという取り扱いにしたものなどございまして、実際の業務運営の部分についての大きな減額はない状況でございます。

2ページ以降が事業ごとの予算の概要になります。各担当課に説明をしますが、その前に、この後の予算編成の内容なのですが、市長が各部にヒアリングを行う市長査定がございます。それが来週月曜日を予定しております。その市長査定を経て、概ねの案ができ、最終的には平成24年の第1回定例議会に議案として提出するわけですが、2月3日に予定をしております教育委員会会議に議案とし、教育委員会として教育部の予算を決定していただくという手続になります。

それでは、教育総務課でございますが、すべての事業が出ておりますので、すべて説明しますと時間がなくなってしまいます。特に示達等で減額したところ、新たなもの等を説明させていただきます。

まず5番と6番でございます。5番目が学習環境向上事業費、6番が西中学校屋内運動場等複合施設検討事業費で、平成23年度ゼロでございますので、事業名としては全く新しい事業でございます。特に5番は、普通教室の空調等の導入を今後進めていく中で、民間等の活用、事業手法という専門的な部分を調査・分析していただくために業務委託を行うものでございます。

6番の西中学校等複合施設も、同様の理由で業務委託を行い、それぞれ最終的な要求額として、学習環境向上は594万円、西中学校複合化は820万3,000円で予算要求させていただい

てございます。

そのほか、12番は、先ほど説明させていただきました小学校耐震対策事業費で、平成23年度3月定例会で補正対応する予算の位置づけを行う予定になってございます。18番は、本町中学校校舎改築事業費は、去年は約6億4,000万円でしたが、今年約9,200万円ということで、3年間の継続事業の最終年でございます。現在、渡り廊下棟の工事を行っており、それに伴う事業費、工事費の支払いと、細々した部分の改修事業を行う予算を計上させていただいております。

そのほか、幼稚園費では、24番の運営事務費がございしますが、昨年度約1億600万円でしたが、今年度は1億900万円と、全体的に5%シーリングがかかる中で、ここについては、例えば臨時職員等で若干増えている状況になってございます。

あとは、担当課から説明させますので、よろしく申し上げます。

前回と変わったところ、かいつまんで説明させていただきます。

学校教育課、3番の私立幼稚園等就園奨励費補助金でございします。こちらについては、国の概算要求の単価で積算させていただきましたが、年末に財務省査定の結果の補助単価の正式な通知が参りまして、当初と引き上げ額に変更が生じた関係で、約200万円ほどになりますが減額という形になります。

それから、補助金関係については、7番から9番はマイナス5%のシーリングの中で対応をさせていただいたものです。

6ページに参ります。11番の小学校教育費の図書補助員を隔週1日の勤務増加ということで計上させていただきましたが、減額ということで、また改めて、25年度で再度要求をしていきたいと考えてございます。19番の給食設備等維持管理費については、備品関係が少し再精査ということで、増額させていただいております。

7ページの全体的に少しずつ減額なっておりますが、示達の中で少し見直しということで対応をしたものでございます。

教育指導課、教育研究所関係です。はだの教育プランの中で、当面5年間では、いじめ・不登校や問題行動等の問題への対応、それから幼小中一貫教育の実施、一人ひとりのニーズに応じた学習展開、そのような大きく分けて指導面では3つのことが掲げられております。それに即しまして、10ページの上から4つ目のいじめ・不登校対策事業費、6番の問題行動対策指導助手派遣事業、この辺は、ほぼ今年と同じ額、要求した額で今のところ推移しております。さらに、一人一人のニーズに応じたということで、

学校教育課長

教育指導課長

発達障害の児童生徒に対応、学習の基礎・基本を定着するという意味での教育指導助手派遣事業費については、中学校費12番、中学校教育指導助手派遣事業費に1名増員を要求しており、現在、交渉中です。

めくっていただき、教育研究所は幼小中一貫教育研究を中心にご報告いたしますが、前回の報告で、一貫教育が減額になることについて、強く要望してほしいというご意向をいただきました。2番、幼小中一貫教育研究事業費170万2,000円の中で、研究委託は、100万円が幼小中一貫教育研究費でございます。70万円がこれまで里地里山環境教育です。現在、164万2,000円の最終要求額のうち、100万円は幼小中一貫教育、これは今年並みの額となります。

前回も話題になりました、この枠組みとはまた別のところですが、教育指導課の予算に、記載されておりませんが、学校と地域の連携のあり方研究モデル校が今のところ残っております。若干減額されておりますが、4万5,000円の研究委託で、幼小中一貫教育と連動する形での学校と地域の連携のあり方を探るという意味で、幼小中一貫教育事業の一部を担うものと考えております。そのように考えますと、若干ではございますが、財源的には今年度よりやや増加した中で来年度を迎えられる見通しでございます。

生涯学習課長

生涯学習課からご説明させていただきます。

全体的に予算額としては例年並みと思っておりますが、大きな増減があるところについて若干説明させていただきたいと思っております。

15番の文化財保存管理経費については、若干増加という形になっておりますが、仏像の修理に伴い、補助をするということが生じた関係で、約100万円の増額となりました。

それから、18番の市内遺跡出土遺物整理事業費については、前年に比べて大きな減額になってございます。これは、3年継続していた事業が、来年度で終わるための減額でございます。

それからもう一つ、22番の各公民館営繕工事費でございます。これについては、約3,200万円の増額という形になっております。長年の懸案でした東公民館のエレベーターを設置するために要求してございます。私のほうからは以上でございます。

図書館長

図書館の経費予算要求については、いわゆるハード、ソフトを含めた維持管理に関するものが主なものになります。冒頭、教育総務課長からお話し申し上げました1ページの総括欄を見ていた

望月委員長

だきますと、図書館経費については、現時点では、平成23年度と比較いたしますと約1,100万円の増額となります。

この要因は、2番の施設維持管理費、いわゆるハード面での維持管理経費が主になります。来年度は外壁防水改修工事等を予定しており、この工事費が2,000万円を超える金額になり、約1,100万円の増額となっております。

ほかの項目については、大きな増減等はありません。ただ、数字としてはあらわれていませんが、平成24年度は、ブックスタート、おはなし会の充実等、学校連携等の強化に力を入れていこうと考えております。

それぞれ、ありがとうございます。

それでは、学校教育と社会教育、2つに分けたいと思います。

最初に、1ページから13ページまでのご質問、ご意見等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

内田委員

7ページの小学校費、22番の理科教育振興費と、8ページの中学校費、34番の理科教育振興費が前年度に比べて減少率が大きいように思うのですが、何か理由はございますか。

学校教育課長

この理科教育振興費については、昨年、小学校の新学習指導要領が本格実施され、平成24年度は中学校の新学習指導要領が本格実施されます。これに伴い、ここ3年度は、新学習指導要領の改訂に合わせた理科、算数・数学の教材の準備ということで、それまでの予算から見ますと大幅に増額をさせていただき、学校の希望等も伺いながらですけれども、大きな金額で予算要求をさせていただいております。移行のための準備期間が平成23年度までで終了するというので、24年度では減額しています。

内田委員

今までが多かったということなのですね。

学校教育課長

はい。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

14番の運動部活動顧問派遣事業費ですが、一番校長にとっても大変なことなのです。予算をつけてもらおうと本当にありがたいと思うのですが、臨時的任用の部活動顧問派遣とあるのですが、対象は地域の人とか、いろいろかわりがありますね。例えば北中学校は、テニスが強いの、まさに地域の人が大いにかかわっていたりするわけです。そのほかの学校もいろいろあるわけですが、この臨時的任用はどのように解釈すれば良いのでしょうか。

教育指導課長

各中学校の部活動を支えていただいている方々として、2つの方々がいらっしゃいます。1つは、地域部活動指導協力者、同じ学区、そこに住んでいる市民、地域住民が部活動の指導にかかわ

望月委員長  
教育指導課長  
望月委員長  
教育指導課長

望月委員長  
教育指導課長

望月委員長

望月委員長  
内田委員

生涯学習課長

内田委員  
望月委員長

公民館担当課長

望月委員長

っていただいている。これは、微々たるものですが、謝礼という形で支払わせていただいているものでございます。

もう1つは、この部活動顧問派遣です。いわば学校の教職員の1名になります。臨任として市が採用をするような形でやっておりますので、顧問の先生方と同じような要件で資格がある。教職員になります。それが地域指導者と部活動顧問の位置づけの若干の違いになります。

例えば、今年度の状況について具体的にもしわかりましたら。現在は、顧問は2名でございます。

どういう方なのですか。

東海大学の関係で、卒業された方、将来先生になる意思を持ち、免許を取っている最中、そういう方々が主に今まで務めています。

そういう方は、例えば、授業のアシスタントは行わず、あくまでも放課後の部活動だけということですか。

役割が重なるわけにはいきませんので、例えば、県費として非常勤の仕事をしながら、夕方から部活の顧問を市の職員として活動するという方は今までいらっしゃいました。

なるほど、わかりました。

そのほかどうでしょうか。

—特になし—

それでは、14ページから17ページまではどうですか。

8番の生涯学習推進費ですが、金額が増えていると思うのですが、事業概要にある生涯学習推進計画の実施が具体的に始まるから増えたという理解でよろしいでしょうか。

この増額については、事業拡大という意味ではなく、人件費でございます。職員が産休に入るため、臨時職員を確保する予算が増えるということでございます。

わかりました。

ほかにどうでしょうか。

それでは、公民館活動費なのですが、平成23年度に比べると減額されています。これはやむを得ないと思うのですが、どのような行事や活動が規模を縮小するのか。この予算をどのように使うのかを教えてくださいたいのですが。

活動費の講師謝礼は、前年と同額です。しかし、消耗品が平成22年度実績で少し増額を要求しましたが、減額されてしまったということでございます。ですから、活動としての謝礼は、前年度並みに講師謝礼は確保してございます。

嘱託員さんがいますよね。これはどこの項目に入りますか。

公民館担当課長  
望月委員長  
公民館担当課長  
望月委員長

教育総務課長  
望月委員長

教育総務課長

望月委員長

望月委員長

図書館長

21番の公民館事務費でございます。  
これが嘱託員の人件費とかが入っているのですね。  
はい。  
ほかにどうでしょうか。  
そうすると、最終的な市長査定は27日でしたっけ。  
23日です。  
23日、月曜日ですね。それをもって最終的ということになるわけですね。  
それが最後のヒアリングとなるとと思いますが、その時点で決まるということではございません。市長査定は、各事業について総合的に精査し、指示をもらうこととなります。また、各部局からは、削減された事業について、復活を要求する説明を行うこともあり、事業に関する指示、判断をもらうこととなります。  
ということですが、どうでしょうか。  
—特になし—  
それでは、こういう財政が厳しい折、最後の最後まで頑張っていたいただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
それでは、次に、「秦野市立図書館条例の一部を改正することについて」の説明をお願ひいたします。  
ご説明申し上げます。資料、協議事項2になります。  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年8月30日に公布されました。これに伴い、現行の図書館法の改正がなされました。具体的には、本市で設けている図書館協議会委員の任命の選出基準については、図書館法の中で定められておりましたが、この今回の改正に伴い、それぞれの図書館協議会を設置している市の条例で定めるということが義務づけられました。これに伴い、本市としても、図書館協議会を設置しておりますので、図書館協議会の関係いたします内容について、関係する条例を改正する必要があります。具体的には、平成24年第1回定例市議会に条例改正を上程する必要がございますので、今回、協議事項として上げさせていただいております。  
具体的な内容ですが、現在の委員の任命基準については、図書館法第15条に、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」となっており、ここの部分が、今回は抜けるような形になります。  
今回、この法の改正に伴い、委員の任命基準について、文部科学省令で定める基準を参酌するという規定が新たに第16条の中

に設けられました。ところが、参酌する基準が具体的に示されたのは12月1日です。時間がない中で今回の条例改正というものが各自治体で行われます。

各自治体も、参酌すべき基準の状況把握に多少時間を要したようで、資料にもご用意してございますが、県下各市の状況をお示しした内容を調べさせていただいております。結論から申し上げますと、参酌すべき基準は後ろの2ページの部分に書いてございますが、いわゆる旧図書館法と全く同じ内容が記載されてございます。各市とも、その内容をそのまま条例改正の内容としているところも多くあります。本市も、この内容について1月12日に図書館協議会を開催させていただき、皆様のご意見をいただきました。結論としては、今回お示しをさせていただいておりますが、参酌すべき事由と同内容の条例改正をしたいという結論に至り、本日の協議事項として上げさせていただいております。

望月委員長

ありがとうございました。

何か質問はありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「その他」に移りたいと思いますが、「平成24年度教育委員会会議日程について」、お願いします。

教育総務課長

「その他」としまして、平成24年度の教育委員会会議、これは定例会になりますが、日程の案でございます。定例会については、通常、第3金曜日に開催するのが原則になってございます。4月から来年の3月までのそれぞれ金曜日ということで記載をさせていただきます。第3金曜日ですので、各月、15日から21日の間に入ってくる形になりますが、6月と3月については、それぞれ22日です。それ以外は第3金曜日というようなことで、この日程でお許しいただければ予定をしていくということになります。

このほかにも、臨時の教育委員会会議や学習会については、本年度と同様に、必要に応じてその都度随時開催をしていくということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

望月委員長

では、これについてはよろしく願いいたします。

次に行きたいと思いますが、「私立幼稚園等就園奨励費補助金について」、お願いします。

学校教育課長

私立幼稚園就園奨励費補助は、昨年、段階的な廃止ということでご協議いただいたわけですが、その後、国の補助単価の変更がございましたので、資料として置かせていただきました。結果的に、一律3,000円の増額でございます。それに伴い、先ほど

ご説明しました総予算額は少し当初要求に比べて減額となりました。

また、この補助の市上乗せ分について、その後、昨年12月ですが政策会議に諮らせていただき、前回ご説明いたしましたとおり、6,000円ずつ2カ年に分けて減額し、平成25年度で全額を廃止するというところで了承を得られましたので、ご報告をさせていただきます。

望月委員長

これについて、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、次に行きます。

「学校給食等の放射能濃度測定について」、お願いします。

学校教育課長

昨年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出されました放射性物質への対応について、委員におかれましても、新聞等の報道で、各市の対応等についてお聞きのことと思います。本市においても、平成24年度で、学校給食に関する放射性物質の濃度検査について対応できるように、取りまとめをしております市長部局の担当課と協議を進めておりますが、具体的な金額等については、まだ協議中でございます。ただ、対応するというところをご承知おきいただければと思います。

また、空間放射線量の測定についても、昨年と同様に行う予定をいたしております。共通した測定という形になると思いますが、実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

望月委員長

ご意見、ご質問等ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、その他、ほかの案件はございませんか。

学校教育課長

資料はご用意しておりませんが、報道等でご承知のとおり、乾燥した陽気が続き、インフルエンザの流行が話題になってございます。本市においても、17日に本町小学校1年生1クラス、それから末広小学校2年生1クラスが学級閉鎖になっております。また、本日も、すえひろこども園の年長2クラスあるのですが、2クラスとも本日から学級閉鎖、結果的には学年閉鎖になっております。明日、21日からの閉鎖も含め、小学校、こども園(幼稚園)で15クラスが学級閉鎖という状況になっております。この件については、学校にも状況を通知し、うがい、手洗い等の予防対策に努めるよう連絡をしているところでございます。

望月委員長

何か質問はありますか。

そうすると、末広は幼稚園と小学校もインフルエンザによって、

学校教育課長  
望月委員長

閉鎖するクラスが出ているということですね。

そうです。

同じような地域です。1階がはやれば1階が全部、次は2階、3階という傾向がありますね。1年が終わったら今度は2年と、これからいろいろ変化が出てくると思うのですが、対応をどうぞよろしくお願いします。

教育指導課長

ほかにはどうでしょうか。その他の案件はございませんか。

机上に要望という形で、新日本婦人の会秦野支部の支部長大塚トモ子氏より、「子どもが主人公になる卒業式・入学式にしてください」「全国一斉学力テストへの参加をやめてください」の2種類が来ておりますので、要望・要請ということで机上配付として今回対応しております。何かございましたら、教育指導課に連絡をいただければと思います。

望月委員長

それでは、本件について何かありましたら教育指導課に連絡していただきたいと思います。

ほかにはありませんでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。

[削除]

望月委員長

それでは、長い間ありがとうございました。以上をもちまして1月の定例教育委員会会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。